

平成27年6月24日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会  
委員長 本田 篤

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) その他

- 2 調査の経過 6月24日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。

所管事務調査については、議会報告会の総括及び要望等事項の取扱いについては、引き続き慎重に調査することとし新たな委員会へ申し送りすることとした。また、木質バイオマス発電について、検討部会報告書に関する質疑を行った。

その他で、私債権の放棄について、株式会社ゆのたに荘の金銭消費貸借契約に係る損失補償等の経緯について及びプレミアム商品券発行事業について執行部から説明を受け、質疑を行った。

また、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業について及び地下水保全条例の要綱について、質疑を行った。

## 産業建設委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第3号 TPP交渉に関する請願書
- (2) 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
- (3) 陳情第2号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書」の提出を求める陳情
- (4) 陳情第3号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の提出を求める陳情
- (5) 議案第60号 魚沼市自然科学館「星の家」条例の一部改正について
- (6) 議案第61号 魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (7) 議案第62号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (8) 議案第63号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (9) 議案第64号 権利の放棄について
- (10) 議案第65号 魚沼市道路線の廃止について

### 2 調査事件

- (11) 所管事務調査について
  - ・ 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて
  - ・ 木質バイオマス発電について
- (12) その他
  - ・ 私債権の放棄について
  - ・ 株式会社ゆのたに荘の金銭消費貸借契約に係る損失補償等の経緯について
  - ・ プレミアム商品券発行事業について

3 日 時 平成27年6月24日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 富永三千敏、佐藤敏雄、岡部計夫、佐藤 肇、本田 篤、森山英敏  
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 星 吉寛

8 説明員 大平市長、大湊商工観光課長、星農林課長、桜井土木課長、  
滝沢ガス水道局長、青木北部振興事務所長

9 書 記 小幡議会事務局長、中川主任

## 10 経 過

開 会 (9 : 57)

本田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審査願います。

### (1) 請願第3号 TPP交渉に関する請願書

本田委員長 日程第1、請願第3号 TPP交渉に関する請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります星吉寛議員に説明を求めます。

星議員 紹介議員の星吉寛です。TPP交渉に関する請願書について説明させていただきます。この請願は米、麦、牛肉及び豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要5品目を除外、または再協議の対象とすることを定めた国会決議を守ること。国民の命と暮らしにかかわる事項を定めた決議を実現することや情報の開示等を強く求めるものがあります。請願者であります北魚沼農業協同組合も、政府は国会決議を守り実行すること、このことについてTPP交渉に関する特別決議といたしまして平成27年4月25日の総代会において決定をしております。魚沼市も人口減少が続いているわけではありますが、高齢化も含め多くの人々が代々受け継がれている土地を守ろうと米や園芸作物などをつくりながら、農地、水、山林などを保全し、地域社会を維持してまいりました。農業は地域の基幹産業であり、国民の命を守る生命産業で、農山村は屋根のない教室、屋根のない保養所、屋根のない病院でもあります。しかし、TPP交渉が妥結した場合、当地域では魚沼産コシヒカリの値段も4割以上値が下がり、再生産が不可能になるため、田んぼの35%以上が荒地になると予測されております。このような状況下でさらに人口減少が進み、維持できない集落も出るなど極めて大きな影響が出るものと考えております。TPP交渉を左右するアメリカ議会でのTPA大統領貿易促進権限法案をめぐる状況が二転三転し、依然として情勢は不透明ですが、アメリカ議会下院は18日TPA雇用支援対策法案を切り離し、TPA法案を可決いたしました。法案は上院に送られ、今週中にも採決される見通しで、上院での可決を経てTPA法案が成立すればTPP交渉は妥結に向けて一気に働き出すものと思われ、TPP交渉は大詰めを迎えることとなります。そうすると日本とアメリカの間で残る農産物関税等について合意を急ぐことになり、日本の農業にとって重大局面を迎えることとなります。国会決議を踏みにじり、なし崩し的な合意は絶対に認められません。今が正念場です。そのためにも国会決議維持を強く求める意見書を政府に提出いただき、強力な働きかけをお願いするものであります。以上でTPP交渉に関する請願書の説明とさせていただきます。

本田委員長 これから、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。

森山委員 TPPが決まった場合に、魚沼市の稲作農家に多大な影響があるというお話がありました。現在政府は大規模化を推進しているわけですが、魚沼市の中で大規模化を進めている農家は、TPPが入ってきた場合どの程度生き残れるのか、お考えがあればお聞

かせください。

星議員 個人的な見解になりますが、大規模化されてもせいぜい 20 から 30 ヘクタールが限界じゃないかと思います。アメリカが 500 ヘクタール、オーストラリアにおいては 2,000 から 3,000 ヘクタールということで規模的に全然太刀打ちできないということでもあります。ただ、魚沼市にとっても今まで受け継がれてきた自然を守り、ここで生活しなければなりませんので、生き残りは今の状態では難しいと思いますが、それぞれの施策を取りながら生き残りに向けて皆さんと一緒に努力するべきだろうと考えています。

岡部委員 大規模化を進めているんですけど、魚沼市は小規模農業者が多いわけです。そういう中で T P P に左右される、どうなるかもあれですけども、具体的に農業者の所得増大とか、生産の拡大、地域活性化に向けてということが書いてありますけど、具体的に J A グループとして 27 年度以降農家の所得増大の施策がありますか。

星議員 農協の考え方は、私、紹介議員ですし総代会にも出席しておりませんので差し控させていただきます。まず大規模農家だけでは、魚沼市は維持できないだろうということで 5 反歩、6 反歩、7 反歩、やはり兼業農家の育成が大切じゃないかということです。それだけではなく、再生エネルギー等々やはり兼業的な農業を推し進めなければならないんじゃないかと思いますし、もう一点は付加価値をつけて、いかに高く農産物等販売していくかと、これにかかっているんじゃないかと。やはり特徴のある農産物の生産強化、これらが今後重要になると思います。

岡部委員 付加価値をつけていくという中で、国内では米価下がってますけども、海外に向けて販路を拡大していくようなことが議論されていますか。

星議員 農協の中では数年前から取り組んでいます。フランスに会長自ら販売に行った実績もありますし、今後、東南アジアが中心になると思いますが、海外に向けてもこれから取り組んで行くものと思います。

富永委員 請願の説明の中で政府の情報開示が不足していると、それを強く求めたいということでしたが、それが請願事項に書いてありませんがいいのでしょうか。農業者の皆さんが情報開示の不足のために不安が広がっているとありますけども、情報を開示して農家の皆さんが安心できるような内容で書いてないんですが意図があるのでしょうか。

星議員 T P P 交渉は秘密主義というのが前提条件で、それぞれの国が参加しているわけがあります。数日前アメリカは国会議員だけにある程度情報開示しましたが、日本はできていないということで、T P P 交渉そのものがそのようになっております。

富永委員 請願の理由の中に、一方、情報開示に対する政府の対応は、とありますが、これはどういうことを指してるのでしょうか。マスコミ報道のみが先行してるんですけども、政府が情報開示について検討をしてないとありますけども、ここに書いてある情報開示とはどういうことを言ってるのでしょうか。

星議員 マスコミの情報というのは、だろうという決定されたものじゃないんですけど、マスコミがそれぞれだろうという情報を流すということでもあります。マスコミしか今、情報が出てないと。政府からの情報は一つもないと、こういう状態です。それを早く情報開示して国民的な検討をさせていただきたいという意味だと思います。

本田委員長 これで紹介議員に対する質疑を終結します。(紹介議員退席) 続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

佐藤(肇)委員　水田の35%が失われると、荒れるということになると当然、今、水田が持っている治水機能だとかなくなってくると考えられます。中山間地にとっては洪水だとか、土砂崩れだとか、水田が今まで保持をしているところなどで機能してた部分が失われる可能性が出てくると。その辺の懸念があるわけなんですけど、農地が荒廃する部分をどのように捉えていますか。

星農林課長　35%という今現在の転作率と同じだと思います。今、35%がT P Pが妥結されたときに、その部分がさらに米がつくれなくなる部分が増えていくという前提の中で、荒廃する割合が出てくるだろうということだと思っておりますが、少なくとも行政とすれば、それを荒廃させていいわけがないので、先ほど販路という言葉が出ましたけれども、そこら辺につきましても、市もちろんそうですし、関係機関、J Aを含めた中で確固たる販路を確立して生き残るといふことの施策を考えることが先だと私は思います。

森山委員　市として、このT P P法案が通った場合、どの程度の影響があると考えていますか。

星農林課長　試算とかそういうものは新聞紙上なので、全国版的な部分しか把握しておりません。魚沼市の中でT P P、特に米に影響すると思っておりますが、ある面楽観的な見方かも知りませんが、このまま米の値段が下がっていったときに、本当に水稻農家が生き残れなくなる、米作っても意味がなくなる、それを日本の国がよしとするはずはないと思いますし、そうなった場合国民が許すはずないと。ですので、去年米価が非常に下がりましたけれども、やっぱりその価格ではできないということが国会の先生方も含め、常識の範疇としてわかってきているような状況ではないかと思うんです。ただ毎年8万トンから10万トンぐらい、消費量が減ってるのは人口減少の問題もあって事実なんです、それにどう対応するかというのは当然作付面積を減らしていかざるをえないわけですが、価格的に今の価格が続くのであれば稲作農家は維持できないわけですので、そこは何かの歯止めがきくものと思っておりますし、末端の行政としてもそのような方向で施策は進めなければならないと思っております。

本田委員長　執行部への質疑を終結します。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議とします。

休　　憩（10：15）

休憩中に自由討議

再　　開（10：21）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。委員間の自由討議させていただきました。お諮りします。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これから、請願第3号 T P P交渉に関する請願書を採決します。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議

について、協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡事務局長 (意見書(案)朗読)

本田委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

- (2) 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
- (3) 陳情第2号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書」の提出を求める陳情
- (4) 陳情第3号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の提出を求める陳情

本田委員長 日程第2、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書から日程第4、陳情第3号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の提出を求める陳情までの3件を一括議題といたします。まず、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

佐藤(肇)委員 この3件の陳情は労働賃金の関係、労働環境の関係、雇用の関係と3つにおいて、それぞれ陳情が出されていますが、総じて働く環境の部分で賃金の低い体系の中で働いている労働者の処遇を改善したいという部分。それから派遣という形で非正規雇用で働いてる方々の処遇の改善ということで出てきていると思います。魚沼市も非正規という形で職員を雇用しています。こういった国でも法律の改正を進めている状況なんです、雇用する立場として市長はどのように考えていますか。

大平市長 この陳情の内容については、民間の中小企業の雇用の問題であって、最低賃金の引き上げ、こうした労働条件の改善というところの陳情であります、それを行政の雇用とからめるとするのは非常に難しいところはあるんですが、基本的には同じ労働者の考え方としては一定の水準を引き上げる必要があると考えてます。こうした労働組合側の、いわゆる公務員の引き上げだけではなくて、民間企業も同じようにその水準を上げていくということが目的ではないかなと考えています。必要かと思えます。

本田委員長 しばらくの間休憩し、委員間の自由討議とします。

休 憩 (10:31)

休憩中に自由討議

再 開 (10:35)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。本3件について、一括討論を行います。討論

はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから順次、採決いたします。まず、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので挙手によって採決します。本件は採択することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、陳情第1号は、採択とすべきものと決定されました。

次に、陳情第2号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので挙手によって採決します。本件は採択することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、陳情第2号は、不採択とすべきものと決定されました。

次に、陳情第3号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので挙手によって採決します。本件は採択することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、陳情第3号は、不採択とすべきものと決定されました。

本陳情1件を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について、協議します。陳情1号の意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡事務局長 (意見書(案)朗読)

本田委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議あり) しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:43)

休憩中に意見書について意見交換

再 開 (10:52)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、賛成議員の連署で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

#### (5) 議案第60号 魚沼市自然科学館「星の家」条例の一部改正について

本田委員長 日程第5、議案第60号 魚沼市自然科学館「星の家」条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木北部振興事務所長 ありません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし)

異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これより、議案第 60 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 魚沼市自然科学館「星の家」条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (6) 議案第 61 号 魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正について

本田委員長 日程第 6、魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大潟商工観光課長 ありません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 この前の説明ですと、直営から民間で、また市が運営して、平成 22 年より休館と。で、今年度解体するという、この 5 年くらいに議論は何もなかったんですか。休館して 5 年もそのままにして、維持管理費もかかるわけですけど、その中で議論はなかったのでしょうか。

大潟商工観光課長 実際に施設の管理につきましては北部振興事務所のほうでやっておりますので、北部振興事務所長からお答えします。

青木北部振興事務所長 一時民間で営業されていた時期がございます。その後、撤退された後は、なかなか次の営業を受けていただく方もおられないし、直営でノウハウもなかったということで未使用のまま経過していたということがございます。

岡部委員 このことについて、地元や区長さんの受け止め方は、どんなふうに言っているのか承知していますか。

青木北部振興事務所長 今の結論に対してご説明しておりますが、やむなしという話でいただいております。

岡部委員 27 年度中ということで、大体予定はいつごろ解体して、費用はどのくらい予定していますか。

青木北部振興事務所長 今年度中という予定で計画はございましたが、多額の費用がかかるということでまだいつという検討はしておりません。金額につきましては、今後の入札もありますので、億単位ということでこの場では答弁させていただきます。

佐藤(肇)委員 一時民間にやって、その後また受け手がないということで、先ほど岡部委員が言われたように長期にわたって使わないでいたということでありました。今回この形ではっきりと用途廃止ということで出てきたわけでありますので、処分ができるんだろうと思いますが、この施設、双方ともなんですが起債が残っているのではないかと思ったんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

青木北部振興事務所長 起債については、今はっきりとは把握しておりませんが、関係省庁の許可を得たので今回行政財産から外すという提案でございます。

佐藤(肇)委員 そうすると、当初補助金をいただいてつくった部分については、もう結構ですということで了解が得られたということで出たと解釈していいのでしょうか。

青木北部振興事務所長 そのとおりです。

佐藤(肇)委員 もう一つなんですが、ここは温泉がありますか。



青木北部振興事務所長 温泉です。

佐藤(肇)委員 温泉の井戸の施設といますか権利といますか、物があって、温泉だけを別途取り壊した跡地になるわけですが、温泉が残るとい形になるわけですか。

青木北部振興事務所長 距離ははっきりわかっておりませんが温泉を引っ張ってきておりますので、貯水槽のタンクから落としているという状況ですので、施設がなくなって風呂が残るかという部分だと、貯水槽は山の上に残りますが風呂が残るといことではないと思います。

佐藤(肇)委員 風呂とか施設が残るといことではなくて、温泉の権利だとかそういったものが財産として出てくるのではないかと思つたのでお聞きしたのですが、今は旧入広瀬村でつくって掘削した温泉井戸から引いてきたとか、そういうことだつたのではないかと思つてはすけれども、実際どこに井戸があるからとかといのは私も確認していないのでわからないんですが、今後開発といますか、民間がここに入って、そういったことがもしあるのであれば、別の形で使つていきたいとい考えも出てこないとは限らないわけですので、そういったのがどうなつているのかお聞きをしたかつたといことです。

青木北部振興事務所長 今回ご提案申し上げているところは、施設についてでありまして、源泉そのものの解体は含んでおりません。

岡部委員 まだ解体するのは先といことなので未定といことなんですけれども、解体するに当たつて地元はやむなしといことなんですけれども、そこに入つている施設、備品とか、地元の人とよく協議をして有効活用するよな形で地元働きかけをしてやるよな進め方を考えていますか。

青木北部振興事務所長 市の行政財産とい位置づけでございましたので、中にあるものについては地元、市民の方に競売といますか、そういったやり方を取るべきものと理解しております。

本田委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よつて、討論を省略し採決することに決定しました。これより、議案第 61 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よつて、議案第 61 号 魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらくの間、休憩します。

休 憩 (11 : 03)

再 開 (11 : 10)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

**(7) 議案第 62 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について**

**(8) 議案第 63 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について**

本田委員長 日程第 7、議案第 62 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について及び日程第 8、議案第 63 号 財産（ロータリ除雪車）の取得についての 2 件を一括議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にありません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 2 台あるんですけど、仕様書を見るとどちらも同じような気するんですけど、一緒ということよろしいですか。

桜井土木課長 結果的に契約の相手方が同じですので、同じ機種が入ってくる予定でございます。

岡部委員 これ時間が 9 時 10 分と 9 時で、落札業者が一緒なんですけれども、金額の差が 70 万円ほどあるんですけど、これについて入札だからそれぞれ金額が決まったということだと思んですけども、いつもいつも市は財政が厳しいということなんで、70 万円の差額を業者にお話しした中で同じ機種でありますし、同価格になりませんかという話、交渉はできませんか。

桜井土木課長 できません。

佐藤(肇)委員 これは湯之谷地区と広神地区の配置されてるのが老朽化をしたとお話しを聞いております。この代替えに出される除雪車があるわけですが、これの取扱いはどうのようになされる予定になってますか。

桜井土木課長 原則的には普通財産にし、所管替え後に財政課で売却ということになりますけれども、一部につきましては冬季の稼働期に故障発生しますと、特殊な車両でなかなか代替えが難しいというところがありまして、現在市も予備車ということで、こういう古い機械を少し持っております。現在予備車として使ってる機械の中に、だいぶ古くて故障が多く発生しておりますので、一部については予備車の活用も視野に、財政課等と協議検討を考えています。

佐藤(肇)委員 私が言いたかったことはそこなんです。予備車の入れ替えに充当されるのが適当ではないかということで話をさせていただきました。10 年以上使われてる車ですよ。その前に使っていた予備車は当然それより古くなって修理部品も出てこないとかで再生もできなくなってくると思うんです。払い下げ民間で使う分については、公共とは違い民間の宅地等をやるには問題ないかと思いますが、たとえ予備車であっても公道でやるわけですので、それなりのメンテナンスも必要だろうと思います。できるだけ年代の新しいものを予備車に使い回しをするといった考えでお願いします。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。本 2 件については、討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これから、順次採決します。

まず、議案第 62 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 財産（ロータリ除雪車）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 63 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに  
ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 財産(ロ  
ーター除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (9) 議案第 64 号 権利の放棄について

本田委員長 日程第 9、議案第 64 号 権利の放棄についてを議題とします。執行部から補  
足説明はありませんか。

大湊商工観光課長 (資料「(有) ビイ・エス・ワイのリース工場使用料の債権放棄につい  
て」により説明)

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 今ほどの説明の中で取り立てる財産等も持っていないということでありま  
した。ここで言われます 26 年 10 月までは社長が存命で会社としてあったということですが、  
毎年事業が継続されその年までやっていたと解釈といたしますか、ずっと使っておられ  
て、また、返済等も少しずつしたりということだろうと思うんですが、会社としての実態  
がないのでしょうか。本当に何も動産、不動産を含めて会社としての資産を持っていなか  
ったということになると、ちょっとおかしいなというふうに思ったんですが、その辺はい  
かがでしょうか。

大湊商工観光課長 債権徴収停止をする前に、既に全て処分できるものは処分していたとい  
うことです。

佐藤(肇)委員 それは、会社として処分していたわけで、市がそこからいただくというこ  
とができなかったと解釈すればいいのでしょうか。

大湊商工観光課長 そのとおりです。

佐藤(肇)委員 会社として処分したということになりますと、そこで会社の事業をやめたとい  
うことで捉えればいいんだろうと思うんですが、債務があったので法人は残ったという  
お話でありました。事業をやめた段階で行動を起こすべきだったのではないかと。まだそ  
のときは社長がいられたんだろうと思いますので、その辺はどうだったのでしょうか。

大湊商工観光課長 貸付料の徴収につきましては、担当職員と社長、あるいは家族の方と継  
続的に交渉を重ねてまいりまして、26 年度中もまだ支払ってもらえるものがあるのかなど  
いうことで継続的に交渉を重ねてきたという経緯が残っていますが、実質的には 26 年度  
中には貸付料の徴収ができなかったということであります。

佐藤(肇)委員 今現在この建物はどのようになっていますか。中はきれいに整理が済んでい  
るということですか。

大湊商工観光課長 入広瀬の庁舎に上がる信号のところに建物がございますが、1 階につき  
ましては J A の修理工場になっており、その 2 階部分であります。2 階には機械器具等は  
一切ございません。きれいに片付いてございます。

森山委員 きょう配られた資料で、旧入広瀬村での滞納額というのがありまして、平成 11  
年から発生していると。平成 11 年以前はどのような状況だったのか、おわかりでしたら  
説明を求めます。

大湊商工観光課長 実際に創業を始めましたのが平成 10 年という記録が残っております。

10年につきましては、記録が私の手元にございせんが、恐らく納付していただいたんだと思います。平成11年度の途中からリース料を延納でお願いしたいということだったのではないかと思います。

森山委員　そうすると、ここに書いてあるとおりに合併前にもう525万円の滞納が発生し、26年末で578万円となっています。その間、50万円くらいしか増えていないということになると、逆に言えば16年から25年はそれなりに支払いがなされたという、この一覧表もあるわけですが、支払った総計というのは、真ん中の収納額の合計をざっと足し算すれば、ビイ・エス・ワイさんが払った金額は、それでいいということですか。

大瀨商工観光課長　町村合併以降、先日本配りした表のとおりでございますけれども、結果として現年分につきましてはある程度納めていただいております、最終的に578万円が残った。これにつきましては、合併前の525万円が大きく響いているということだろうと思います。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これより、議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第64号 権利の放棄については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (10) 議案第65号 魚沼市道路線の廃止について

本田委員長　日程第10、議案第65号 魚沼市道路線の廃止についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

桜井土木課長　特にございせん。

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　ここを見に行ってきたんですが、道らしい道ではないということよくわかりました。もう一点、側溝に小さい橋が架かっていたんですが、これは廃止によって取り壊すのでしょうか。

桜井土木課長　側溝ではなく一級河川の須原川で県管理の河川になります。私どもも今後占用物件ということで県と少し相談させていただきたいということと、橋梁の手前にガス水道局が管理している水管橋も渡っています。また、地域の皆様方が右岸から左岸に渡るときにあったほうが便利だということであれば、そこら辺も考慮に入れながらの相談になるのかなと思います。河川ですので、両側に若干ずつ管理用通路がありますので、そういったところを歩いて渡る方があったほうが便利だということであれば、考慮に入れながらの相談ということでお願いしたいと思っております。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これから、議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 魚沼市道路線の廃止については、原案の

とおりの可決すべきものと決定されました。

## (11) 所管事務調査について

### ・議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

本田委員長 日程第11、所管事務調査についてを議題とします。議会報告会の総括及び要望等の取扱いについてを議題といたします。配付の「議会報告会の総括及び要望等の取り扱いについて」の依頼に基づき、これより検討願います。当委員会の該当は、31番から40番の9件です。このうちA対応の33、34、35、36、37について今後どのようにしていくか、休憩中に委員間の自由討議により取り扱いを協議したいと思いますが、異議ありませんか。(異議なし)しばらくの間、休憩とし、自由討議により検討を行います。

休 憩 (11:29)

休憩中に要望等事項について自由討議

再 開 (11:43)

本田委員長 休憩を解き会議を再開します。休憩中に自由討議の意見交換等で協議いただき、38番をB区分からA区分に変更しました。取り扱いのA区分である33番から38番までの5項目につきましては、いずれも当委員会の重要な所管事項でありますので、委員会としてこれらの意見等を踏まえ、今後も引き続き調査していくこととし、新委員会へ申し送りさせていただくということで、まとめさせていただきたいと思います。本件については、以上といたします。

### ・木質バイオマス発電について

本田委員長 次に、木質バイオマス発電についてを議題とします。本件については、前委員会で農林課長から説明があったところですが、質疑については打ち切って次の委員会で調査することとしていたものです。本件について、質疑はありませんか。

岡部委員 当初5,000キロくらいのやつでやるということで、採算が5,000キロワットぐらいのところ、それが集積材とかできないということで変更して2,000くらいでやろうということなんですけれども、ウッドパワー株式会社(仮称)なんですけど、どのくらいの規模の出資会社を考えているのか聞かせてください。

星農林課長 出資の規模等については、まだ明確に決まっておりません。今まで検討してきていただいた部会員等が出資者になることを想定していますが、その方々が最低限どの程度出資いただけるかは9月以降になるということで今のところ考えております。

岡部委員 そうすると、会津のほうも民間の会社が受けてやるというところが多かったような気がするんですけど、これは出資ということで第三セクターみたいな感じで行くんでしょうか。

星農林課長 部会の報告書としては、関係する行政についても出資するという事です。ただ、出資割合について民間のほうが5割以上占めるのか、相当部分を占めるのか、そこら辺の議論についても9月の木材の買取り価格を示した以降になると考えております。

岡部委員 ガスエンジンということで、山形に視察に行ったときには国内産ではなく海外の機種で、それを導入した場合、メンテナンスも含めてできるだけ地元企業でできるようにということが書いてあるんですけども、海外のやつを持ってきて代理店とかになっていれば部品供給等メンテナンスができると思うんですけども、全くないのをぼんと持ってきて地元の企業でメンテナンスできるだけの技術的な力があるのか、その辺の整合性。そして、計画段階から地元でもできるような業者と一緒にエンジンを注文してやっていくという仕組みがないと、つながっていかないような気がするんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

星農林課長 確かに山形の発電所については、ヨーロッパのエンジンが入っています。ただ、エンジンの通常のメンテナンス等も含めた部分も現在山形の会社のほうでやっています。年に1回、40日くらいの本当のメンテナンスが入るんですけども、そのときには技術的な協力で相手の納入会社をお願いする部分もあるそうですが、基本的に動かしている部分については、地元で既にメンテナンスをやっているそうですので、同じような形ができればと考えています。

佐藤(肇)委員 電力の買い取り制度で、この先バイオマスの部分がどうなってくるのか。要は、新しい木材を使って発電した場合は、今まで高く買っていたのが、エネルギーの制度自体、電力の買い取りの部分が変わってくるように思われるんですが、その辺の予想は今現在かわっていないですか。

星農林課長 今知る範囲ということでしかお答えできませんし、また、この制度が、基本的に認定いただいてから20年間保証ということで始まっていますが、本当に先のことはわからないことではあるかと思えます。ただし、この木質バイオマス発電に限って言えば、2,000キロワット以下は32円が40円に上がったと。これは、経済産業省の主管ではありませんけれども農林水産省等による、なるべく小規模な範囲の中での調達で、それが地域振興につながるよということによって40円に上げて振興していくということが国の施策だと思っておりますので、当面はかわらないものと思っております。

岡部委員 バイオマス発電で5,000キロを2,000キロに下げて、32円が今度40円に上げていただくということで、ここに活路を開こうとしているわけですけども、40円になって20年間それを安定的に買ってくれば、地域の雇用になるだろうということ、売電だけがあるのか、売電を使って市の公共施設にも使いながら経費削減につなげていくのか、その辺の考え方はどうでしょうか。建てる場所にもよるのでしょうかけれども、売電だけで行くのか、そういう形の中で公共的な施設に安い電気を供給することによって経費削減ができるようなこともやっていくのか、その辺のイメージはどうですか。

星農林課長 決して安い電気ではありません。FITを使わないで発電所自体が赤字でもいいから安く電気を入れるということであれば、当然電力の完全自由化は来年ですし、どこから買おうか選択できるようになりますので、岡部委員が言われることは、実際にやろうと思えばできることだと思います。ただ、発電所自体は、お金を借りてやるわけですのでそれを返していきながら、経営をしなければならぬので、FITの値段よりも安く出す

ということは、基本的には考えられないだろうと思います。熱利用という部分を地元の地域振興として使うことは、十分考えていくべきだろうと思います。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

## (12) その他

### ・私債権の放棄について

本田委員長　日程第12、その他を議題とします。4月の第1回臨時会において報告がありました私債権の放棄について、より詳細な内容について所管委員会に報告を求めていたところではありますが、本日資料が提出されていますので説明を求めます。

滝沢ガス水道局長　(資料「平成26年度不納欠損一覧表」説明)

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

### ・株式会社ゆのたに荘の金銭消費貸借契約に係る損失補償等の経緯について

本田委員長　次に、株式会社ゆのたに荘の金銭消費貸借契約に係る損失補償等の経緯について、資料が提出されていますので説明を求めます。

大渕商工観光課長　(資料「株ゆのたに荘の金銭消費貸借契約に係る損失補償等の経緯について」説明)

本田委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (12:01)

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開 (12:02)

本田委員長　休憩を解き会議を再開します。これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
佐藤(肇)委員　非常に複雑ですね。ゆのたに荘については、当初から聞いていた部分もあるわけなんですけど、実際の経営の部分で早く償還していただきたいということで充てたお金も運転資金に使ったという中で年次償還をずっと続けている1億円の部分、これについてはわかりましたけれども、そのほかの運転資金として借りた1億5,000万円の部分が完納されないということで、今回の市のほうに補償するようということでも求められていると思いますが、これは債権を今度市が引き継いで返還請求することが本当にできますか。

大渕商工観光課長　ゆのたに荘につきまして、売り上げが毎年1億7,000万円くらいはあるわけですので、再建計画といたしますか、主に負債の償還計画になりますけれども、その辺をきちんと立てていけば経営も今後継続してできると会社の役員は考えているようでありますし、また、顧問の税理士とも相談しながら償還計画と合わせて信憑性の高いものを今作成していただいております。会社側の意向とすれば、経営は継続して行うとい

う考えで今の時点ではいるようであります。

佐藤(肇)委員 この3,291万円ですか、これはいつまでにJAに支払わなければならないということなんでしょうか。

大湊商工観光課長 損失補償が確定しますが、最終償還日から6カ月後、具体的には8月末に確定するということだそうです。その後、JAから市に支払いの請求が来るということで、JAのほうでは現在10月末を支払期限としたいと考えているようです。本件につきましては、改めて9月定例会において補正予算も含めて提案させていただきたいと考えております。

佐藤(肇)委員 そうしますと、市の会計上の部分なんですけど、こういった形になるのでしょうか。この償還金は、ゆのたに荘に対する出資金という形になるのでしょうか、貸付金となるのでしょうか。

大湊商工観光課長 予算上の項目等はまだ財政課と相談しておりませんが、損失補償ですので損害賠償ということになるのではないかと考えております。

森山委員 裏面の四角の中に書いてある部分でお聞きしたいんですが、魚沼市が損失補償をした場合に、連帯保証人との関係は全くないのですか。それとも、連帯保証人もゆのたに荘も含めて回収を求められるのか、どうでしょうか。

大湊商工観光課長 連帯保証人に対してJAが現段階で催促するということは、当然道義的にあるわけですが、ここに書いてありますとおり確実性が高いほうを、損失補償のほうを選択しているというのが金融機関でございますし、私どものほうに債権が移譲された場合には、当然のことながら連帯保証人に対する催促も義務づけられてくるのではないかと考えております。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については、今後も引き続き調査していくこととし、本日は以上とします。

## ・プレミアム商品券発行事業について

本田委員長 次に、プレミアム商品券発行事業について資料が提出されていますので、説明を求めます。

大湊商工観光課長 (資料「魚沼市消費喚起・生活支援・子育て支援「プレミアム商品券発行事業」要綱」説明)

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 総額3億円でプレミアムが5,000万円ということだと思います。この5,000万円の財源内訳はどうなっていますか。

大湊商工観光課長 地方創生交付金住民生活等緊急支援のための交付金です。

森山委員 全額それで、市の持ち出しはないということですか。

大湊商工観光課長 そうです。

佐藤(肇)委員 今回販売されるプレミアム商品券は、全部で2万5,000セットということになりますと、魚沼市は今1万3,600世帯でしょうか、2セットずつ売れば約2万6,000セットで、2セットは大丈夫と考えて販売数量を最初は1世帯2セットまでとすることにされたんだろうと思います。ただ、購入に当たっては、市報で案内する購入券というようなこ



とで書かれております。これは、なくしたとかいろいろなことが出てくるのではないかと思います。再発行はできるのですか。

大渕商工観光課長 実質的な金券でございますので、再発行は原則しません。

佐藤(肇)委員 要は、この購入券に住所、氏名を書いて持ってきてくださいと、それにアンケートがついているのでそれも書いてきてください、それで販売しますよということだろうと思うんです。市報が配られるのが6月25日号で、7月12日からになるのでしょうか。それとも、7月10日に出すのかというところもあるんですが、その辺はいかがですか。

大渕商工観光課長 先ほどの答弁で再発行はしないと申し上げたのは、商品券そのものでございます。購入券の再発行が可能かどうか、申し訳ありませんが今は把握しておりません。それから、広報ですが6月25日号に購入券のついたチラシを折り込む予定です。

佐藤(肇)委員 そうすると、購入券は1世帯原則1枚しか行かないので、それを持ってきた人にしか売らないということになるんですよね。購入券があれば、1世帯でも別の人が持ってくれば販売するようになるんですか。その辺の事務手続上どうなんでしょうか。ちょっと不安があるところなんです。

大渕商工観光課長 申し訳ありません。その辺についても承知しておりません。

岡部委員 9番の加盟登録店は、何社くらいになったか把握していますか。

大渕商工観光課長 商工会ごとに登録しますので、その集計がまだできておりません。

佐藤(敏)委員 金利が非常に安い中で2割ということは、ものすごいあれがあるんですし、実際にこれが全部国の補助金で2割出ていると、転売ということが既にほかの自治体ではあるんですが、この防止策はありますか。

大渕商工観光課長 国のほうからの通達でそういったことにも十分注意してほしいという連絡が来ております。効果がある実質的な防止策は、今のところない状況です。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については、以上とします。そのほか委員の皆さんの中でご意見、協議事項等はありませんか。

富永委員 商工観光課長にお伺いしますが、前回の委員会の際に配布された資料ですけれども、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業ということで、商工観光課担当事業が7つあったんですけど、そのときの説明では、地方創生先行型の食品産業販路開拓拡大支援事業と、消費喚起型の今ほど説明のあった商品券の発行については進捗しているという話でしたけど、そのほかの事業は検討中というか、進捗が十分ではないような話がありました。その後の進捗はどのようになっていますか。

大渕商工観光課長 ほかの事業も動き出しておりますが、進捗状況につきましては、まちまちでございます。現在も形として整ったのがプレミアム付き商品券発行事業だけでございます。そのほかにつきましても、関係機関との協議を経て動き出す準備に今かかっております。

星農林課長 先行型の中で当初予定されていなかったんですが、先ほどT P P関連の中でも話がありました。実はことし8月13日から17日まで香港で開かれますフードエキスポ2015という食の祭典があります。そちらのほうに魚沼コシヒカリのP Rと、そこには実際に昨年の例ですと46万人の一般客と2万人を超えるトレーダーの方が来られる場所なんです。トレーダーは、東南アジアの中国関係の方がほとんどなんです。とにかく需要先がないかということで、先行型の交付金を使って現地の通訳を雇いながらJ Aさんと協力して行

くことになっておりますので報告させていただきます。

富永委員 先ほど商工観光課長の説明で鋭意計画しているということですが、予定をされている日程で進行できそうでしょうか。

大淵商工観光課長 当初8項目ございましたけれども、2つ統合して合計で7項目となっておりますが、当然今年度中の事業費ですので予定している事業については今年度中に全て完了するスケジュールで進めております。

富永委員 わかりました。商工観光課と観光協会、民間の皆さんとも連携しながら進めていただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 前回の委員会で地下水保全条例の要綱について、不具合の部分をこれから検討するようお願いしていた部分があるわけなんです、その後の作業の進捗状況がどうかお伺いします。

桜井土木課長 委員からもここを直したらどうかという資料をいただき、ありがとうございました。ご承知のとおり市報で広報し、今は既存井戸の届出をしていただいております。現時点で約2,000弱出てきており、少しデータ整理に追われている部分があります。そういった意味では、資料をいただきましたが、まだ詳細まで詰めておらず、もう少し時間をいただきたいと思います。

本田委員長 ほかにありませんか。(なし) 会議録については委員長に一任願います。以上で本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉 会 (12:20)